一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　清須市
二　構造改革特別区域の名称　地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　清須市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北名古屋市
二　構造改革特別区域の名称　北名古屋いきいき給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　北名古屋市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県神崎郡福崎町
二　構造改革特別区域の名称　福崎町健康づくり給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　兵庫県神崎郡福崎町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　江田島市
二　構造改革特別区域の名称　江田島市ににこにこ給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　江田島市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年三月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県小県郡長和町
二　構造改革特別区域の名称　生き生き長和っ子給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　長野県小県郡長和町の全域

○内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年三月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　清須市
二　構造改革特別区域の名称　はるひ心暖か、にこにこ給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　清須市の区域の一部（旧春日町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第七十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三百一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び安八町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町及び海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町並びに名古屋港管理組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、株式会社石川精工、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、尾張精機株式会社、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和鉄工所、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三技、株式会社三光製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、株式会社ＴＥＫＮＩＡ、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社西村製作所、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、株式会社名光精機、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、ＡＰＣエアロスペシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社郡上螺子、有限会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社佐々木製作所、株式会社信立、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、槌屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古路鉄工所、ナブテスコ株式会社、株式会社ナベヤ精機、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、株式会社和興、ＮＴＮ株式会社、キクカワエンタープライズ株式会社、大起産業株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、扶桑工機株式会社、三重樹脂株式会社、有限会社愛光電子、アイビーテクノクリエイション株式会社、株式会社赤羽製作所、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、株式会社エヌ・イー、有限会社大島電子、株式会社乾光精機製作所、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、